

「写」

保 発 第 0220004 号

平成 20 年 2 月 20 日

都 道 府 県 知 事 殿

地方社会保険事務局長 殿

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長

光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格並びに電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式について

療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第三条第一項及び附則第四条第二項の規定に基づき、光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める方式及び規格並びに電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式（平成 18 年 4 月 10 日保発第 0410006 号の別紙。以下「別紙」という。）について下記のとおり一部変更したので、通知する。

記

1. 変更内容について

別紙の別添 1－1、別添 1－2 及び別添 1－3 それぞれの第 2 章の 1 中「IP-VPN 接続」の次に「、または、オープンなネットワークにおいては IPsec（IETF(Internet Engineering Task Force)において標準とされた、IP(Internet Protocol)レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交

換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称)とIKE(Internet Key Exchange ; IPsec で用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル)を組み合わせた接続」を加える。

2. 適用日について

平成20年5月1日から適用することとする。